

生活隊舎エレベーター補修

件名	生活隊舎エレベーター補修				
図面名称	表紙				
図面番号	1/2	作成月日	3.10.18		
業務隊長	管理科長	営繕班長	施設管理	管	財
					
えびの駐屯地業務隊 管理科 営繕班					

仕様書

- 1 件名：生活隊舎エレベーター補修
- 2 場所：宮崎県えびの市大字大河平445-1 陸上自衛隊えびの駐屯地
- 3 適用範囲：本仕様書は、えびの駐屯地生活隊舎におけるエレベーター補修において適用する。
- 4 概要：本役務は、生活隊舎内、三精輸送機製エレベーター機械室及びほかご内の各部品の取替を実施する。
- 5 一般共通事項

(1) 本役務は、本仕様書・図面に記載無き事項及び用品の定義については、以下によるものとする。

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修】

- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）

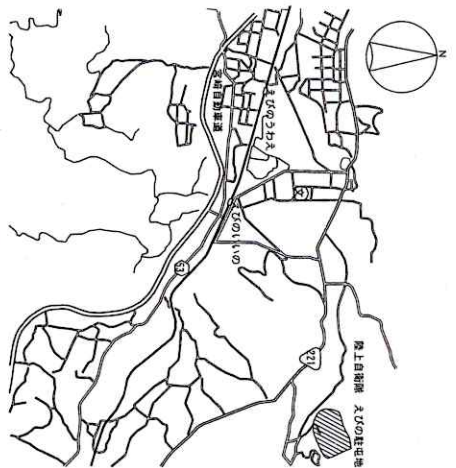
- (2) 本仕様書、図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は、請負者の負担において実施するものとする。
- (3) 写真は、着工前、完成後、各工程毎及び材料搬入状況等を撮影し写真帳（A4）に整理し提出する。
- (4) 役務場所及び指定された場所以外の無断立入り及び写真撮影は禁止するものとする。
- (5) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせる。現場においては常に整理整頓を行う。また、災害等においては自らの責任とするものとする。
- (6) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合または施設等を破壊した場合で、その原因が本役務に係わると認められた場合、請負者が補償・賠償の責を負うものとする。
- (7) 本役務に使用する材料は、再使用品を省き全て新品とし監督官の検査を受け、合格品を使用するものとする。
- (8) 本役務における作業用電気、水道等の確保については、請負者が準備すること。また、施設内の各種設備の使用については、原則禁止とし、これにより難い場合は、監督官と協議の上、その指示に従うものとする。
- (9) 本役務により発生した発生材（金属屑類）は、駐屯地指定の発生材調書と共に監督官に引き継ぎ、監督官の指示する場所に集積するものとし、金属屑類以外の発生材は請負業者の責任において駐屯地外へ搬出・適正に処分し、マニユエント（E票）の写しを提出するものとする。
- (10) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

6 特記事項

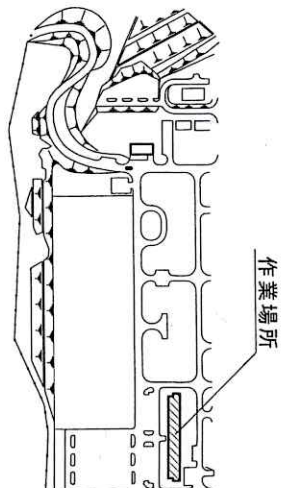
(1) 取り替える材料は下記のとおりとする。

品名	規格	数量	場所
ガバチマシン（調速機）	DG160組立品	2式	機械室 巻上機内 (1・2号機用)
ガバチロープテンションプーリー	DG160付属品 φ270フェート付き	2式	
ガバチロープ用緩衝器組立品	DG160付属品	2式	
ワイヤロープ（ガバチ）	φ9mm 6×24	110m	
ドアロック装置（窓無・左開用）	M L - 1 0 形	7式	各階乗降扉関係 (1号機用)
ドアロック装置（窓無・中央開用）		7式	各階乗降扉関係 (2号機用)

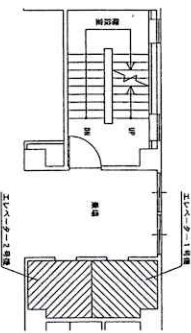
(2) 作業終了後、官側立会のもと試運転を実施し、異常の有無を確認するものとする。



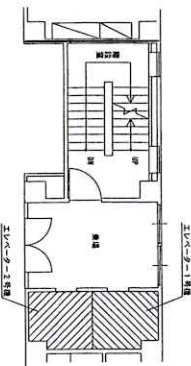
案内図 S=1:X



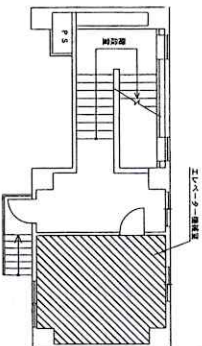
配置図 S=1:X



生活隊舎1～6階平面図 S=1:200



生活隊舎7階平面図 S=1:200



生活隊舎PH階平面図 S=1:200

図名	生活隊舎エレベーター補修
図面名称	示
縮尺	作成年月日 3.10.18 図面番号 2/2
備考	えびの駐屯地業務隊 管理科 営繕班